

○財務省告示第百十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年三月二十一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年四月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百七十一回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。の適用を受けるものとし、その振替機能を競争に付して行われる価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に発行されるものによる発行（以下「特別参加者ごとの応募限度額を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五			
額	最	口	イ	口	イ	口	イ		
最低額面金	行争非者特 入札格第I 参加市場	入札発行	価格競争	行争非者特 入札格第I 参加市場	入札発行	価格競争	行争非者特 入札格第I 参加市場		
を五万円と する省令の 改正が	千円（ただし、 最低額面金額	二万六千八百 円	三兆九千七百 九億四千二百 九十	額面金額で四 千二百二十二 億円	額面金額で三 兆九千六百七 十七	込みの応募額 を割り当てて る。	募限度額の範 囲内において各 申	各申込みのうち 応募額を順次割 り	価格競争入札 発行」という。 ）

「国債市場特別参加者・第I非

価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募額を順次割り

ものである。その応募額を順次割り

当てる。各

各国債市場特別参加者ごとの応

募限度額の範囲内において各申

込みの応募額を割り当ててる。

額面金額で三兆九千六百七十七

億面金額で四

千二百二十二

億円

三兆九千七百

九億四千二百

九十

円

二万六千八百

円

を五万円とす

る省令の改正

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二							十 一	十 一	九
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払 額	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 日	振 替 単 位

平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 九 年 六 月 十 九 日			厘 四 毛	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 七 銭 九	厘 四 毛	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 七 銭 五	平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 一 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円 と す る 。	あ っ た 場 合 、 そ の 施 行 の 日 か ら
--	---	------------------	---	--------------------------------------	--	--	---	--	--	-------------	--	-------------	--	--	--	--	--	---------------------------------	--